Jisung Horizon Newsletter

June 2009 Vol.1.

01 地平志誠ニュース

- 炭素市場と新再生エネルギー実務セミナー
- 「ロシアエネルギー法制度セミナー」開催終了
- 『2009年に注目すべきの10大ローファームの一つ、「法務法人地平志誠」』

08 業務動向

- 地平志誠,労働部と社会的企業支援に対する協約を結ぶ
- 地平志誠,モスクワ商工会議所とMOU締結
- 地平志誠,未来アセットPEFイェダンオンライン引受諮問業務

11 業務動向

- 法務法人地平志誠,中外新薬とクレアゼンの合併関連法律諮問を遂行
- 法務法人地平志誠,ベトナム現地法人「ハノイ事務所」設立

13 コラム

- 資本市場法の施行に際して_李幸揆(イ・ヘンギュ)弁護士
- 資本市場法の施行に際して_金凡熙(キム・ボムヒ)弁護士
- 資本市場法の施行に際して_金柱賢(キム・ジュヒョン)弁護士(ハノイ支社長)

法務法人地平志誠のニューズレッターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。

地平志誠

韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 7,11階
TEL:+82-2-6050-1600 FAX: +82-2-6050-1700 http://www.js-horizon.com E-mail : master@js-horizon.com
Copyright ⓒ JISUNG HORIZON Attorneys at Law All rights Reserved.

法務法人地平志誠 Newsletter

(地平志誠ニュース)

炭素市場と新再生エネルギー実務セミナー

日付: 2009 年 6 月 25 日(木曜日)

場所:大韓商工会議所議員会議室(地下 2 階)

主催:エネルギー管理公団、法務法人地平志誠、韓国投資証券(株)、啓明大学校気候変化特性化大学院

ご招待

法務法人地平志誠とエネルギー管理公団、 韓国投資証券(株)、啓明大学校気候変化特性化大学院の共同開催で、「炭層市場と新再生エネルギー実務セミナー」を開催します。

最近、韓国国内だけではなく、全世界的にも最優先的な課題として注目されている炭層市場と新再生エネルギー分野に対する関心が急増し、これに対する積極的な対応と役割が要求されているところ、これに我が法務法人地平志誠は、緑色成長委員会、エネルギー管理公団、韓国投資証券(株)及び啓明大学校と共に、その間において新再生エネルギーとCDM分野にけるM&A、投資誘致、上場、許認可関連諮問などの業務を遂行しながら積んできた多様な経験と専門知識にもとづいて、関連機関及び会社のために今回のセミナーを開催することになりました。

今回のセミナーは、4 つのセッションに別れ、セッション 1「緑色成長関連の政府政策の方向」では緑色成長委員会のド・ギョンファン局長が最近に樹立した政府の各種の政策と方向に対して説明する予定であり、セッション 2 では国内CDM分野の最高の権威者として認められている啓明大学校のイ・ミョンギュン教授が「炭素市場とCDMの主要内容」に関して報告する予定です。また、セッション 3 では、「緑色成長関連のファンドの運用方向」というテーマの下、韓国投資証券(株)のウム・ジヒョン常務が報告をし、セッション 4 では、法務法人地平志誠のカン・ソン代表弁護士と、シン・ミン弁護士が「緑色成長基本法(案)と新再生エネルギー事業との関係及び動向分析」及び「CDM事業の法律的な争点」に関して報告する予定であり、最も最近の政府の政策方向と世界的な動向を確認できる非常に有意義なセミナーになると考えます。

皆さん方のお忙しい時期であると考えられますが、ご参加の上、お互いの情報交換等をお願いしたく思います。

[セミナープログラム]

13:00 - 14:00　セミナー登録

14:00 - 14:15　開会及び挨拶（法務法人地平志誠顧問キム・ギュンソク）/祝辞（エネルギー管理公団副理事長ユン・ソクユン）

14:15 - 14:35　セッション 1「緑色成長と政府の政策方向」

14:35 - 15:00　セッション 2「炭層市場とCDMの主要内容」

15:00 - 15:10　質疑応答

15:10 - 15:30　Tea Time

15:30 - 15:55　セッション 3「緑色成長関連のファンドの運用方向」

15:55 - 16:35　セッション 4-1「緑色成長基本法(案)と新再生エネルギー事業との関係及び動向分析」/ セッション 4-2「CDM事業の法律的な争点」

16:35 - 16:50　質疑応答

16:50 - 17:00　閉会式

司会：法務法人地平志誠代表弁護士カン・ソン

- セミナーは韓国語で行われます。
- 企業当たりの最大参加人数は2名までです。
- 参加費は無料で、簡単なお茶などを提供します。
- 招待人数が限定され、参加申し込み予約の早期終了が予想されますこと、ご了承お願いします。
- 商工会議場ビル内の駐車場は有料で空間が限定されますので、大衆交通のご利用をお願いします。
- 連絡先：法務法人地平志誠広報企画チームキム・ユジン 02)6050－0762 / e-mail:yjk2@js-horizon.com

(地平志誠ニュース)

「ロシアエネルギー法制度セミナー」開催終了

法務法人地平志誠は 2009 年 4 月 28 日に、大韓商工会議所及び韓国投資証券(株)と共同で主管した「ロシアエネルギー資源法制度セミナー」を開催しました。

今回のセミナーは、韓国企業の成功的なロシア投資と進出に必要とされる全般的な内容が取り扱われ、知識経済部のイ・ビョンチョル課長は「海外資源開発推進戦略」を、韓国投資証券のグォン・チョルファン部長は「ロシアの資源エネルギー事業の推進戦略」を、法務法人地平志誠のイ・スンミンベロシア弁護士とリュウ・ヘジョン弁護士が「ロシア資源開発法制度の体系と内容」及び「韓国企業のロシア資源開発事業参加方案」をそれぞれ報告しました。

法務法人地平志誠 は、 これからも国内外の企業運営の実質的 に役立つセミナーを開催 し、顧客の皆さん方が成功的な業務遂行できるように最善の努力を尽くしていきます。 持続的な関心とご声援お願いします。

※ その他、セミナー関連資料などに関する問い合わせはmaster@js-horizon.com までにご連絡ください。

■ **セミナー要約**

セッション 1 :海外資源開発推進戦略(知識経済部課長イ・ビョンチョル)

最近の油価動向は、構造的な需給不均衡から長期的に 80~100 ドル台が維持されると予想され、金利、為替レート、原資材価格の変動も激しくなっています。このような中、資源消費国は資源確保のための政治・経済的集団を総動員しており、資源富国は油価下落や経済危機によって資源民族主義の弱体化状況にあります。

このような中、李明博政府は、海外資源開発を全政府的アジェンダとして設定し、力量を総結集しています。つまり、李明博政府は次のような戦略のもとで、危機克服のための積極的で先制的な投資を推進しようとしています。

(1) M&A及び生産鉱区購入の推進
(2) 積極的なエネルギー資源協力の展開
(3) 資源開発ファンドの造成など金融支援
(4) 投資活性化及びインフラの改善

セッション 2 : ロシアの資源エネルギー事業の推進戦略(韓国投資証券部長グォン・チョルファン)

ロシアは資源強国であり、その中でもサハリン地域は資源の宝庫として注目を浴びています。サハリン地域は石油、ガス、石炭が豊富なちいきとしてこれらの開発のために中長期的なインフラ設備計画を立てています。

金融機関は、資源エネルギー投資と関連し、投資構造の設計、デリバティブを通じたリスクヘッジ、多様なエクジット方案を提供します。韓国投資証券はこのようなサハリンの特性にあわせて多様な投資戦略を樹立し実行しています。その一例として、石炭鉱山を保有したウグレゴルスクウゴール社に対する投資を行っており、今後、油田、有煙炭、SOC開発プロジェクトの同時推進で、「資源＋SOCパッケージ進出戦略」を通じて、サハリンの成長潜在力を開発し、自国エネルギー自主率増大と収益増大化を図ろうとしています。

セッション 3ー1 : ロシア資源開発法制度の体系と内容(法務法人地平志誠ロシア弁護士イ・スンミン)

.資源開発関連のロシア法令は 59 個余が存在し、この中で石油ガスをはじめとする鉱物全般の利用関係を規律する最も核心的な法律は、「地下区域に関する連邦法（以下、地下区域法）」です。地下区域法は、ロシアにおいて地下区域設定及び利用に関する法律規律のガイドラインを提示しています。

その他に、「生産物分配契約法」は国家と民間事業者(ロシア人、外国人を問わず）間で締結 される生産物分配契約と関連し、鉱区に対する地質調査、探査、開発及び生産の全領域を規律していますが 、現在 にはほとんど適用されていません 。

一方、「ロシア連邦大陸棚に関する連邦法律」は、ロシアの内海、領海、大陸棚、排他的経済水域、その他ロシアの管轄下にある域外地域に埋葬された鉱物の地質調査、探査、採掘に対して規律しており、「国防及び国家安保のために戦略的重要性をもつ企業に対する外国人投資手続法」は、国防及び国家罷法関連の 42 個の戦略事業に対する外国人投資家の持分引受制限を主な内容としています。

その他、資源開発に関連した連邦法律としては、「実施協約法」、「ガス輸出法」、「ガス供給法」、「人口過少地域である北部、シベリア、極東の伝統的環境利用地域に関する法」、「石炭従事者の社会的保護と石炭採掘に対する国家規制法」、「原子力利用法」、「エネルギー効率法」、「自然独占法」、「電力産業法」などがあります。

セッション 3ー2 ： 韓国企業のロシア資源開発事業参加方案(法務法人地平志誠弁護士 リュウ・ヘジョン)

ロシアで使用される一般的な資源開発参加方法としては、生産物分配契約、License/Royalty 契約、現地開発企業M&Aなどがあります。これらは、それぞれ、長所・短所をもっており、ロシア法令によって多様な法的な争点があります。

ロシアの資源開発関連許認可と関連し、各種の法令を通じて外国人投資家の資源開発関連許認可取得が制限されつつあるということが、最も大きな問題です。

ロシアの資源開発事業参加のためには、「事前調査ーデューデリゼンスー本契約締結ー契約履行のための事前許認可取得ー契約履行及び登記」という段階ごとに多様な法的、事業的争点がありますが、これらに対する綿密な検討や専門機関の助力が必要です。

※ 参考資料

1. セミナー概要

- ロシアエネルギー資源法制度セミナー案内

2. 関連記事

- 連合 ニュース ：大韓商工会議所、「ロシアエネルギー法律」セミナー開催

3. 写真

セッション1：海外資源開発推進戦略
（知識経済部課長イ・ビョンチョル）

セッション2：ロシアの資源エネルギー事業の推進戦略
韓国投資証券部長 グォン・チョルファン）

セッション3－1：ロシア資源開発法制度の体系と内容
（法務法人地平志誠ロシア弁護士 イ・スンミン）

セッション3－2：韓国企業のロシア資源開発事業参加方案
（法務法人地平志誠弁護士 リュウ・ヘジョン）

「ロシアエネルギー法制度セミナー」(2009. 4. 28.)

(地平志誠ニュース)

『2009年に注目すべきの10大ローファームの一つ、「法務法人地平志誠」』

ALB は、法務法人地平志誠が、2009 年に注目すべき 10 大ローファームの一つであると語りました。

国際的に有名なジャーナルである ALB 1 月号では、去年、優れた活躍を繰り広げた 10 箇所のローファームが選定されました。

ALB のこれら地域に対する展望として、非常にエネルギーがあふれており、また、過熱している側面もある一方、 10 大ローファームは他のローファームより優れた能力を備えるために、情熱、リスク、実用主義と成長と関連する均衡のとれた競争を繰り広げていると、説明しました。

また、所属弁護士たちは、クライアントの態様の変化とグローバル経済危機に対する予想の故、この地域においてより大きなライバルに対する挑戦とより多くのクライアント確保を通じた成長の可能性を提供している点に対しても、その意見を一致していると、 ALB は付け加えました。

地平志誠は、そのリストの載っている唯一の韓国系のローファームであります。

- 『2009年に注目すべきの10大ローファームの一つ、「法務法人地平志誠」』(PDF)

(業務動向)

地平志誠,労働部と社会的企業支援に対する協約を結ぶ

.法務法人地平志誠のイム・ソンテク弁護士とキム、キム・イティ弁護士は、3 月 10 日、労働部が開催し、(社)社会的企業支援ネットワーク「セスネット」と(財)共に働く財団などが主管する社会的企業支援協約式に参加しました。

社会的企業支援協約式は、国内最初のプロボーノ協約式であり、協約締結に対する企業などの需要を反映して、労働部長官が招待する形式で進行され、法務法人地平志誠をはじめとする主な企業 、公企業、専門家協会 、団体など 43 箇所が参加して協約を締結しました。

法務法人地平志誠は、昨年 11 月に開催されたセスネットのジョン・ソンヒ理事の社会的企業に関する公益講演をきっかけに、社会的企業に対する支援方法を模索してきており、今後、セスネットと連携し社会的企業の設立及び運営に関する法律諮問、社会的企業と関係ある民刑事訴訟などに無料法律サービスを提供する予定です。

お客様の関心とご支援、よろしくお願いします。

(業務動向)

地平志誠,モスクワ商工会議所とMOU締結

法務法人地平志誠は、2008 年 12 月 19 日、モスクワ商工会議所のアガネソビチ代表と「法律諮問および投資誘致に関する相互協力了解覚書」を締結しました。

法務法人地平志誠と了解覚書を締結した MIEPA(モスクワ投資輸出促進庁)はモスクワ商工会議所が設立した外国人投資及び海外事業支援などのため設立した公的会社です。

今回の MOU は両側の相互司法圏内で Cross-border 投資及び海外法的諮問提供と海外投資パートナー紹介及び投資誘致促進のために、両側は相互間の商業的、法律的規制などに対する定期的な情報交換及び共同課題の遂行のための実務チーム構成に合意しました。

今回の MOU 締結をきっかけに、モスクワ公式機関を通じて現地投資に対する支援を得ることができるという点で、国内及びロシア企業に対して、より早く、実質的な法律諮問を提供することができると、期待しています。

(業務動向)

地平志誠,未来アセットPEFイェダンオンライン引受諮問業務

3 月 4 日付の日刊紙に、オンラインゲーム会社であるイェダンオンラインが未来アセットマップス資産運用の私募ファンドの未来アセット PEF 系列のシニアン有限会社に売却されたと、報道されました。

法務法人地平志誠は、未来アセットマップス資産運用私募ファンドの未来アセット PEF を代理し、イェダンオンライン引受に関する法律諮問を提供しています。

(業務動向)

法務法人地平志誠,中外新薬とクレアゼンの合併関連法律諮問を遂行

去る3月25日、中外ホールディングスの子会社である中外新薬と細胞治療剤の専門企業であるクレアゼンの100%親会社であるクレアゼンホールディングスが合併する旨の5月1日付けの記事がありました。

法務法人地平志誠は上記の合併に関する法律諮問を行い、成功的に取引を完成させました。この取引は製薬業界及びバイオ新薬分野において非常に肯定的な効果を上げるものとして期待しております。

(業務動向)

法務法人地平志誠,ベトナム現地法人「ハノイ事務所」設立

法務法人地平志誠は去る 1 月 13 日にベトナムハノイ事務所の設立認可を受け、業務を始めました。

地平志誠は 2007 年 9 月にホーチミンシティにベトナム現地法人を設立しており、今回のハノイ事務所設立でベトナムで二つの事務所を設けることとなり、ベトナムにおける全国的な法律諮問が提供できるようになりました。ハノイ事務所長に選任された金柱賢(キム・ジュヒョン)弁護士はベトナムで 4 年以上活動してきたベトナム専門家であり、現在、現地弁護士 2 名、スタップ 4 名とともにハノイ事務所を運営しています。

最近、国際的な経済不況の余波にもかかわらず、 ベトナムは相変らず、 建設、不動産及び金融、証券、流通、製造等、韓国の投資先であるとともに韓国の輸出市場であり、地平志誠はハノイ事務所の設立でハノイを含め、ベトナム北部地域に対する法律サービスを一層強化することができると期待しております。

金柱賢(キム・ジュヒョン)ハノイ事務所長は、「対内外的に苦しい環境の中でベトナム内で事業を進めている、若しくは、新しく進出する韓国の投資者達に対し、効率的で正確な 法律自問を提供することで、海外投資の際に直面することになる法律リスクを最小化し投資の効率性を最大化するための努力を尽くす」との抱負を明らかにしました。

現在、地平志誠は、海外事務所として、中國の上海支社とベトナムのホーチミンシティ現地法人、ハノイ事務所を運営中です。

(コラム)

資本市場法の施行に際して

李幸揆(イ・ヘンギュ)弁護士
hglee@js-horizon.com

2009 年 2 月 4 日から「資本市場と金融投資業に関する法律」(以下、「資本市場法」)が施行されることになりました。昨年から始まったアメリカ発金融危機による全世界的な景気沈滞の加速化で、グローバルIB育成を目標として制定された資本市場法はあらゆる曲折を経りました。法律が施行される前にもいろんな改正案が提出されたり、施行時期を遅らすべきであるとの改正案も発議されました。「キコ事態(為替デリバティブ商品販売の副作用)」で、すでに一律的に専門投資者として分類されていた上場法人の場合、デリバティブの販売においては一般投資者として分類する改正案が通過され、共に施行されることになりました。

資本市場法は金融投資商品を包括主義規律体制へ変更し、これによって様々な金融投資商品が出現できるようにしたものです。 このような措置は、特に、多様な場内外のデリバティブが開発されることを意図したものでありますが、全世界的な金融危機の主犯がこのようなデリバティブであると指目される中、果たして、このような多様なデリバティブの出現が、わが金融システムにおいて、 望ましいものであるのかということに対して相当な疑問が提起されています。

資本市場法によるもうひとつの重要な変化は、金融投資業の業務範囲が拡大され、金融投資業に分類される範囲内においては全面的に兼業が許容されたということです。そして、このような金融投資業は、過去とは異なり、同一の機能別に同一の規律が適用されるようになりました。特に、既存の証券業に 該当する投資売買業、投資仲介業及び集合投資業(過去の資産運用業)が兼営可能になりましたが、これは立法過程において、利害相衝の憂慮で相当な論難の的となった部分であります。

資本市場法はこのような利害相衝の可能性を防止するため、「信義誠実義務及び充実義務の賦課」、「情報遮断壁の設置及び役員兼職の禁止」、「各種行為規制の賦課」、「利害相衝管理体系の構築及び運用義務の賦課」等、投資者保護のための様々な装置を用いています。しかし、最も大事なのは、金融投資業者達が自ら自発的に利害相衝防止のための努力

を尽くし、これを通じて市場の信頼を得るべきであるということです。短期的な目標、あるいは収益創出に執着する場合、業界全体が深刻な打撃を受ける可能性もありうると思います。

一方、資本市場法によると金融投資は自己責任の原則の下で行われるものであることを明らかにしながらも、投資者の合理的な判断に役立つための制度的装置をも新設しました。

金融投資業者は、金融投資商品を勧誘、販売する前に、(1)投資者が一般投資者であるか、それとも専門投資者であるかを確認すべきであり、(2)一般投資者に投資勧誘をする前に、面談、質問を通じて一般投資者の投資目的、財産状況、投資経験等の情報を把握した後、一般投資者の書面確認を取らないといけなく、(3)当該一般投資者に適合でない投資を勧誘してはならず、(4)金融投資業者が一般投資者を相手として投資勧誘をする際、金融投資商品に対して一般投資者が理解できるように説明しなげればなりません(いわゆる顧客性向性向把握の原則、適合性の原則)。また、偽りや不確実な事項に対する断定的な判断が禁じられ、投資勧誘の要請を受けないで訪問、または電話等で実時間対話の方法で投資勧誘をする行為も禁じられ、投資勧誘を受けた投資者がこれを拒否する趣旨の意思を表示したにも関わらず、投資勧誘を継続する行為(unsolicited call)も禁じられます。このような資本市場法下における投資勧誘準則を誠実に遵守する場合、過去10分もあれば終了されたファンドの販売も、1時 間程かかるかも知れません。しかし、市場に対する信頼を回復し制度を定着させるためには、このような煩わしさはみんなが少しずつ忍耐しなげればならないでしょう。

資本市場法が施行されることで、直ちにグローバルIBが育成されるものではありません。また、資本市場法を制定する当時、モデルとして参照にした先進金融市場がほとんど失敗していると確認されています。 かといって、資本市場法の施行を準備して来た去る1年半の期間を無視し、代案なしにその施行を遅らせることも合理的であるとはいえません。もはや、法律は施行され、資本市場法第1条で規定されているように、資本市場法が資本市場の公正性、信頼性、効率性を高めて国民経済の発展に貢献 するのか否かはわれわれの手にかかっているといえるでしょう。 我が金融市場の現住所を冷情に直視し、新しく再編されつつある世界金融秩序の流れを的確に把握すべきでしょう。

(コラム)

資本市場法の施行に際して

金凡熙(キム・ボムヒ)弁護士

bhkim@js-horizon.com

過去、知的財産権(Intellectual Property Right)紛争の中心が、特許、実用新案、商標、デザインなどの産業財産権と著作権などにあったことに比べ、最近には営業機密や職務発明、不正競争防止など、いわゆる「新知的財産権紛争」が増加しています。

わが国においても、某携帯電話製造会社を相手として繰り広げられたいわゆる「チョンジイン(천지인)ハングル入力方式に関する職務発明補償金請求訴訟」以後、職務発明に対する関心が高まりました。職務発明とは、会社の役・職員が会社の業務範囲に属することを、職務と関連して行った発明の特許、実用新案の考案、デザインの創作のことを意味します。このような職務発明に対する権利を会社が持つのか(使用者主義)、でなければ、発明者である役・職員のものにするのか(発明者主義)に対し、各国は異なった基準を持っています。韓国はドイツ、日本のように、一旦は発明者が権利を取得する「発明者主義」をとっています。

その間、職務発明に関しては、特許法、実用新案法、デザイン保護法と発明振興法に分かれて規定されていました。ところが、 2006 年 3 月 3 日から発明振興法を改定し、発明振興法で一括して職務発明に対する規律を行うことになりました。改定発明振興法によると、会社の役・職員が職務発明を完成した場合、その事実を遅滞なく会社に文書で通知しなければならず、このような通知を受けた会社は通知された日から 4 ヶ月以内に、当該発明に対する権利を会社が譲受するか如何を発明者に通知しなければなりません。会社は、勤労契約や勤務規定などを通じて、予め役・職員の職務発明を自ら承継するという予約承継約定を役・職員と締結することができます。 このような予約承継約定がある場合とない場合に、職務発明に対する処理手続きと会社が有する権利が異なることになり、一般的には予約承継約定があるほうが会社にとっては有利になります。

.いかなる場合においても、職務発明に対する権利を会社が持つことになると、発明者は会社に対して正当な補償を請求できる権利があります。どの程度の補償が正当な補償なのかに対する法律規定がなく、その間においては裁判所がその裁量で算出していました。しかし、改定発明振興法では、もし、会社が役・職員と職務発明の補償基準に対して十分な意見聴取や協議を通じて契約や勤務規定などに定めた内容があれば、そのような基準による補償は正当な補償であると認めています(発明振興法第 15 条第 2 項)。

このように、改定法において従来にはなかった新しい正当な職発明補償の基準が示されたことにより、これから会社が設けた補償基準が、労使間において十分な協議手続きを経て制定されたのかに関する職務発明補償関連の紛争が増加していくと予想されます。したがって、会社としては、もし、補償規定を設けたとしても、そのような補償規定の準備段階において役・職員と正しく協議をおこなったという点を立証できる証拠を整える必要があると考えられます。

職務発明補償金請求訴訟において、論点の中心は、正当な補償を算出するための基準というものをいかに考えるのかにあり、使用者が直接に職務発明を実施する場合の職務発明補償金算定の基礎として使用者の利益をいかにみるのかということが問題になります。使用者は職務発明に関する権利を承継しなくても、無償の通常実施権を有するとして解されるからです。日本では、すでに、これに対して裁判所がいくつかの判例を通じて一応の基準を整えましたが、わが国の裁判所においてもそれと類似した基準にもとづく判決を下しています。

一方、会社が職務発明に対する権利を承継しておいて、特許などの産業財産権として出願せず、営業機密として管理する場合においても、会社には補償すべき義務があります。営業機密は機密性をその要件とするため、いかなる技術を特許として開示する場合、開示された範囲内においては営業機密としての保護を受けられず、よって会社は職務発明された技術を特許として出願するのか営業機密として管理するのかという選択をしなければなりません。もし、営業機密として管理しようとする場合も、このように職務発明補償金請求権を認めることによって発明者の権益を保護しているのです。

このように、職務発明の管理及び補償と関連しては、会社と役・職員間の利害関係が衝突する部分と、会社の戦略的な判断が必要な部分が混在するため、会社としては総合的で体系的な管理体系を確立する必要があるといえるでしょう。

＊法務法人地平志誠 IP・IT チームは、 Inews 24 に「地平志誠法律散策」という題目で、定期的に投稿しています。

(コラム)

資本市場法の施行に際して

金柱賢（キム・ジュヒョン）弁護士（ハノイ支社長）
jhkim@js-horizon.com

最近、国際的な経済不況の余波がベトナムにも影響を及ぼして、ベトナムに投資した韓国企業の経営環境は厳しくなりつつあります。また、それだけではなく、ベトナムにおいても最低賃金が毎年上昇することからもわかるように、人件費負担が日々増加しており、環境規制など各種の規制がますます強化されるなど、各種費用の増加で経営圧迫が加重される状況におかれています。

このように、内外において厳しくなる経営環境の故、その間、低賃金を基盤とする産業に投資した韓国企業の中、業種の転換または閉業を考慮している企業が多くなっています。最近、ベトナム政府および労働組合総連盟から、賃金および税金を滞納する企業が増えていると、韓国企業の協調を要請する発言が出ているのも、この状況と関係あると考えられます。

法務法人地平志誠ハノイ事務所にも、最近、企業解散または破産手続きに関する問い合わせがかなり増えてはいますが、厳しい条件のためなのか、正式に法律諮問を求める場合はほとんど無いので、そのような難しい状況をどのように解決していくのかということが気になる場合が結構あります。

上記からすると、企業解散および企業更生、破産などの手続きについて簡単にでもご紹介することで厳しい状況におかれた企業へ基本的な情報を提供することに意味があると思われます。

この号では、まず企業解散について調べてみましょう。

企業解散の事由

経営が厳しくなり、やむを得ず企業を解散する場合、有限会社の場合は社員総会、株式会社の場合は株主総会の決意がまず必要になります。ベトナムの企業法においては、会社定款上に記載された活動期間が満了されたが延長の決定が無い場合、事業者登録証が回収された場合なども企業解散事由として定めていて、この場合も企業解散の手続きをしなければなりません。

清算手続き

解散事由が発生した場合、有限会社の社員総会、株式会社の理事会は企業の資産に対する清算手続きを行わなければなりません。

清算手続はまず、企業解散決定書を解散決定後7日以内に事業者登録機関と債権者、権利、義務、利益に関する人、そして職員たちに送達しなければならず、このような通知書には債権者の姓名と住所、債務額、債務弁済期間、場所、方法、債権者の提訴解決方法と期間などが含まれなければなりません。また、企業解散決定書は企業本社と支社に公告されるべきであり、法律上、新聞掲載が必ず必要な場合に該当すると、企業解散決定書は少なくともひとつ以上の日刊新聞、または電子新聞に 3 回連続で掲載されなければなりません。

このような通報および公告の手続の通じた上、企業は賃金債務、解雇補助金、法律規定による社会保険、そして、労働組合協約および労働契約による労働者のそのほかの権利、税金債務およびその他の債務の順で弁済しなければならず、各種債務と企業解散費用をすべて弁済した後の残余財産は個人企業主、社員、株主、または会社所有主に帰属されることになります。

登録抹消

企業の債務を全部弁済した後7日以内に、企業の法的代理人は企業解散と関連がある書類を事業者登録機関に送付しなければなりません。

この際に提出する書類には、企業解散決定文、債権者および弁済された債務額(税金および社会保障保険金支払い明細含み、労働者リスト及び解消された滞納賃金明細、事業者登録書、法人 seal,法人 Tax Code、税金を含むすべての債務が弁済され、労働者の法的利害関係が全部解消された、ということを保証する企業解散手続報告書などが含まれます。

有限会社の社員、株式会社の理事は、上記書類の真実性と正確性について責任を負わなければならず、もし、その書類に瑕疵があった場合、未弁済債務や未納税金、滞納賃金に連帯して責任を負わなければならず、その責任は上記書類が事業者登録機関に送付された日から3年がたつと消滅することになります。

事業者登録機関は企業解散関連書類を受け取った日から 7 日以内に事業者名簿から当該企業を削除することによって、企業解散手続が終了します。

解散のみなし

企業の事業者登録証が回収された場合、企業は事業者登録証が回収された日から6ヶ月以内に解散しなければならず、企業解散の手続は上記で検討したように進めればよいのです。

事業者登録証が回収された日から6ヶ月がたった後にも、依然として、事業者登録機関に関連書類を提出しなっかた場合、当該企業は解散をしたとみなされ、事業者登録機関は職権で事業者登録簿から当該企業を削除することになります。このような場合、有限会社の社員、株式会社の理事などは未弁済債権及びそのほか財政的義務について連帯責任を負うことになっています。

地平志誠

http://www.js-horizon.com

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 7,11階 Tel : +82-2-6050-1600 Fax : +82-2-6050-1700

韓国ソウル江南事務所 韓国ソウル市江南区駅三洞646現代海上火災保健ビル 14階 Tel : +82-2-2009-7500 Fax : +82-2-2009-7520

韓国ソウル江北事務所 韓国ソウル市中区ボンレ洞1-25 HSBCビル 15階 Tel : +82-2-6230-7400 Fax : +82-2-6230-7599

中国上海支社 Room 3305, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai Tel : +86-21-5208-2800 Fax : +86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #2205 Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist. 1, Ho Chi Minh City Vietnam Tel : +84-8-910-7510 Fax : +84-8-910-7511

ベトナムハノイ支社 #1603, 71 Nguyen Chi Thanh Str., Dong Da Dist., Hanoi, Vietnam Tel : +84-4-6275-2553 Fax : +84-4-6275-2554